

川崎市資源集団回収事業における対象資源化物の回収実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱（以下「奨励金交付要綱」という。）及び川崎市資源集団回収事業登録業者報償金交付要綱（以下「報償金交付要綱」という。）に基づく対象資源化物の回収実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、奨励金交付要綱及び報償金交付要綱で使用する用語の例による。

(回収の実施)

第3条 登録団体は、対象資源化物の回収を実施しようとするときは、回収品目、回収場所及び回収日について、あらかじめ当該登録団体内で明確に取決めを行うとともに、当該登録団体の構成員に対し、ポスター、チラシ、看板、回覧板その他の方法により、周知するものとする。

2 登録団体は、前項に定める事項について、対象資源化物を引き渡す登録業者とあらかじめ十分協議するものとする。ただし、登録団体が対象資源化物を自ら問屋に搬入する場合については、この限りでない。

3 登録団体は、対象資源化物の回収状況を十分把握するとともに、できる限り登録業者への対象資源化物の引渡しに立ち会って確認するものとする。

4 登録業者は、登録団体から対象資源化物の引渡しを受けたときは、当該登録団体に対し、回収量を証する書類を発行し、登録団体から求められた場合は、問屋が発行する計量証明書等の回収量を証する書類を当該登録団体へ交付するものとする。

5 登録団体及び登録業者は、天候その他の理由により対象資源化物の引渡しができなくなったときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(実施内容の変更)

第4条 登録業者及び登録団体は、回収品目、回収日程又は回収場所を変更したときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(地図の作成への協力)

第5条 奨励金交付要綱第4条第1項及び第4項の規定による地図の作成に際しては、登録業者は、実施団体又は登録団体に協力するものとする。

(回収実態調査)

第6条 市長は、回収実態の調査のため、登録団体及び登録業者に対し、次の各号に定める資料の提出を求めることができる。

- (1) 回収場所ごとの概算回収量
- (2) 回収場所ごとの排出世帯数
- (3) 回収場所ごとの回収日程

2 登録団体及び登録業者は、川崎市が回収現場において回収実態の調査を行う際は、協力するものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月13日から施行する。